



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付

日医発第 799 号（保険）
令和 8 年 7 月 27 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

郡市区医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公印省略）

ベースアップ評価料の報告書に係る作成例について

ベースアップ評価料につきましては、毎年 8 月に報告書を提出することとなっており、令和 8 年 6 月 26 日付け日医発第 603 号「ベースアップ評価料の 8 月の報告に係る説明資料について」では、ベースアップ評価料に係る報告書の記載方法についてご案内申し上げたところです。

今般、本会において「賃金改善実績報告書（令和 7 年度実績分）」および「賃金改善中間報告書（令和 8 年度実績分）」の例を作成いたしましたので、貴会会員への周知についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、添付資料の 1 頁および 3 頁の内容につきましては、「日医ニュース（2026 年 8 月 5 日 第 1555 号）」に掲載を予定しております。

また、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報＜令和 8 年度＞」に掲載を予定しております。

＜添付資料＞

「ベースアップ評価料の 8 月報告に向けたご準備をお願いいたします!!」

- ・「賃金改善実績報告書」の作成例（令和 7 年度実績）
- ・「賃金改善中間報告書」の作成例

ベースアップ評価料の8月報告 に向けたご準備をお願いいたします!!

1. ベースアップ評価料を届け出た医療機関は、以下の実績を令和8年8月に地方厚生（支）局長に報告します

○令和8年3月以前から算定している医療機関（以下の2種類の報告書が必要です）

- ・令和7年度の「賃金改善実績報告書」
- ・令和8年6月以降の「賃金改善中間報告書」

○令和8年4月以降にはじめて算定した医療機関（以下の1種類の報告書が必要です）

- ・令和8年6月以降の「賃金改善中間報告書」

2. 令和7年度の「賃金改善実績報告書」の作成方法

①厚生労働省のホームページから令和7年度算定分の「賃金改善実績報告書」の様式（Excelファイル）をダウンロードします。

（※令和7年度算定分の報告であるため、改定前の旧様式（令和7年8月報告分と同じもの）を使用します）

②以下の項目等を事前に調べた上で作成します

- ・令和7年度においてベースアップ評価料を算定した期間（＝賃金改善を実施した期間）
- ・令和7年度におけるベースアップ評価料の算定金額の総額
- ・令和7年度のベースアップ評価料の算定開始月（1ヶ月分）における対象職員の人数、賃金改善後の基本給等総額、賃上げ実績額（総額）

3. 令和8年6月以降の「賃金改善中間報告書」の作成方法

①厚生労働省のホームページから令和8・9年度算定分の「賃金改善中間報告書」の様式をダウンロードします

（※令和8年度算定分の報告であるため、改定後の新様式を使用します）

②以下の項目等を事前に調べた上で作成します

- ・令和8年6月以降のベースアップ評価料の算定金額の総額
- ・対象職員の人数、賃金改善前※と賃金改善後の基本給等総額、賞与の支給月数
（※賃金改善前とは、賃上げ開始月が「令和8年4月・5月の場合」は令和8年3月を、「令和8年6月・7月の場合」は令和8年5月を指します）
（※旧様式とは異なり、職種ごとに入力が必要となりますので、ご注意ください）

4. 提出方法

○メールでの提出が基本となります。医療機関の所在する都道府県の提出先メールアドレスは、厚生労働省ホームページ「ベースアップ評価料特設ページ」からご確認ください

○メールアドレスを持っていないなど、やむを得ない場合は書面での提出も可能です

○8月31日（月）までに報告をお願いいたします（郵送で提出される場合、8月31日（月）必着となります）

次ページに「賃金改善中間報告書」の作成例を掲載しております

報告書の詳しい作成方法等については、以下のWebサイト等をご参照ください

【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



【ベースアップ評価料の8月の報告に係る説明資料について

日医発第603号（日本医師会メンバーズルーム）】

https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r08kaitei/2026ho_603.pdf



※日本医師会ホームページ内のメンバーズルームに掲載しているため、日本医師会会員用アカウント（ユーザー名、パスワード）が必要となります。



「賃金改善実績報告書」の作成例(令和7年度実績)

別添 (診療所及び歯科診療所用) 賃金改善実績報告書 (令和7年度分)

「7」と記入します。

医療機関の情報をそれぞれ記入します。
 なお、「都道府県」の欄は選択式になっており、所在地の「都道府県」を選択すると、右の欄外に報告書の提出先メールアドレスが表示されます。

令和7年度において、対象職員の賃金改善を行った期間を記入します。
 ※例えば、令和8年3月から賃金改善を行った場合、「令和8年3月～令和8年3月」と入力すると、右側の緑欄は「1ヶ月」と自動で表示されます。

令和7年度において、ベースアップ評価料を算定した期間を記入します。
 ※例えば、令和8年3月からベースアップ評価料の算定を開始した場合、「令和8年3月～令和8年3月」と入力すると、右側の緑欄は「1ヶ月」と自動で表示されます。

Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間
 (1) 賃金改善実施期間 令和7年4月～令和8年3月 12ヶ月
 (2) ベースアップ評価料算定期間 令和7年4月～令和8年3月 12ヶ月

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】
 (3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による収入の実績額 192,000円
 (4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による収入の実績額 0円
 (5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)】 192,000円

Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況
 ※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。
 (6) 翌年度への繰越予定額 0円
 (7) 前年度からの繰越額(令和7年度分報告時のみ記載) 0円
 (8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5)-(6)+(7)】 192,000円
 (9) (8)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。 ☒ 問題なし

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。
 ※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
 ※ ベア等の定義はⅡ-2を参照のこと。
 ※ 定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)」には含まないこと。

【ベースアップ評価料対象職種について】
 Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項
 (10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 3.5人
 (11) 賃金改善後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 840,000円
 (12) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) 16,000円
 (13) ベア等による賃金増率【(12)÷(11)-(12)】 1.9%

【ベースアップ評価料対象外職種について】 ※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く
 (14) 以下のⅣ又はⅤに該当する職員の在籍有無
☐ 在籍している
☒ 在籍していない
 ※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

Ⅳ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項
 (15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 人
 (16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】 円
 (17) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円 円
 (18) ベア等による賃金増率【(17)÷(16)-(17)】 0.0%

Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項
 (19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 人
 (20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】 円
 (21) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円 円
 (22) ベア等による賃金増率【(21)÷(20)-(21)】 0.0%

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和8年8月25日 開設者名: 日医 太郎

最後に、本報告書の作成日および開設者の氏名を記入し、報告書の作成は終了です。

(3)には令和7年度中に算定したベースアップ評価料(Ⅰ)による収入の年間実績額を記入します。
 (4)はベースアップ評価料(Ⅱ)による実績額を記入する欄ですが、届出を行っていない場合は「0」と記入します。

緑色の部分は自動入力されるため、記入不要です。(エクセル内の他の緑色部分も同様です)

(6)には、(5)の金額のうち、令和8年度に繰り越しを行った金額がある場合はその金額を記入し、繰り越しを行っていない場合は「0」と記入します。
 (7)には、令和6年度からの繰越額がある場合はその金額を記入し、繰越額がない場合は「0」と記入します。

(8)の金額(令和7年度中のベースアップ評価料による収入と繰越状況を加味した額)を全てベア等による賃金改善に充当した場合、「✓」を入れます。
 ※ベースアップ評価料によって得た収入を全額賃金改善に充てているかどうかは、この項目に「✓」を入れることで報告を行います。したがって、対象職員の具体的な賃金改善額等の報告は不要です。

ベースアップ評価料の対象職員の人数を記入します。パートの職員は勤務時間に応じて常勤換算します。
 ※例示の「3.5人」は、常勤2名、パート3名の場合を想定。(パート3名は全員が半日勤務の場合)

賃金改善後の対象職員全員分の基本給等総額(賃金改善開始月の1ヶ月分)を記入します。
 ※例示では、令和7年4月の基本給等総額(3.5人分)を記入。

対象職員全員分の基本給等総額の増加額(1ヶ月分)を記入します。
 ※例示では「(11)基本給等総額 840,000円」-「ベースアップしなかった場合の基本給等総額 824,000円」=16,000円で算出。

賃金増率が自動で表示されます。
 ※政府は令和7年度に+2.0%の賃上げを目標に掲げておりますが、目標の数値に届くことは要件となっておりません。したがって、賃上げ目標の数値に届かなくても問題ありません。

ベースアップ評価料の対象外職種について記入する欄です。「40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師」「事務職員※」の在籍有無にチェックを入れます。「在籍していない」の場合、「Ⅳ」と「Ⅴ」の項目の記入は不要です。
 ※事務職員であっても看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う方は、ベースアップ評価料の「対象職種」に該当するため、この項目には含まれません。

「賃金改善中間報告書」の作成例

様式100第1号

病院及び診療所 賃金改善中間報告書 (令和 8 年度分)

保険医療機関コード 1234567

保険医療機関名 ●●クリニック

「8」を選択します。

I. 提出書類の種類

☒ 賃金改善中間報告書

☐ 賃金改善実績報告書

II. 報告する医療機関種別

☒ 病院及び診療所

☐ 歯科診療所

III. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月 2 ヶ月

※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等賃金改善実施した期間を記載すること。

※ 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月と翌年3月の賃金改善に充当した場合、適宜して賃金改善を実施した期間を記載すること。

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月 2 ヶ月

※ (中間報告書のみ) 条例改正等が必要のため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

(I) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、適宜して賃金改善を実施するため本報告に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック

(II) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要のため ☐ その他の事由 ☒ 定額から1ヶ月間繰り下すこと

「理由の詳細」(条例の改正のような、医療機関の責にないやむを得ない理由に限り、必ず記載してください)

IV-1. ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額 (2の期間中)

(1) 賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関

(2) 看護職員処遇改善評価料による収入の実績額

収入の実績額とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)

※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。

(3) 外業・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による収入の実績額

(4) 外業・在宅ベースアップ評価料 (II) 等による収入の実績額

(5) 入院ベースアップ評価料等による収入の実績額

(6) ベースアップ評価料等による収入の実績額 (4) + (5) + (6)

収入の実績額とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)

※ 収入の実績額の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価料の点数を算定した当該評価料の単価点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。

IV-1-1. ベースアップ評価料等による収入の総額状況

(8) 前年度からの総額 (令和8年度分報告書のみ記載)

0 円

IV-2. ベースアップ評価料等による収入の実績額 (総計)

(9) ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベース等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額 (7) + (8)

74,000 円

O. 以下、基本給等総額については1か月当たりの額を記載してください。(該当しない場合は0と記載)

※ 「基本給等総額」とは、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計をいい、賞与、期末・勤続手当等の特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。

※ 「ベース等」の定義は(記載上の注意)を参照のこと。

※ (15)のベース等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業負担分等を含む。)等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の増加分の総額を記載すること。

また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合には、問題ないこととする。

※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は0と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職員について】

V. ベースアップ評価料対象職員(全体)の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤総数(賃金改善実施期間(1)の開始月時点)

4.0 人

(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(1)の開始月時点)

931,760 円

(12) 令和8年7月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額

900,000 円

(13) 基本給等総額に係る賃金改善実施期間(ベース実績額) (1ヶ月分) [(11) - (12)]

31,760 円

(14) ベース等による賃金増率 [(13) ÷ (12)]

3.5 %

(15) 上記(13)以外で、ベース等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業負担分等を含む。)等の増加分に用いた総額(賃金改善実施期間(1)の全額額) (該当しない場合は0と記載)

10,481 円

V-2. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤総数(賃金改善実施期間(1)の開始月時点)

2.0 人

(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(1)の開始月時点)

515,880 円

(18) 令和8年7月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額

500,000 円

(19) 基本給等総額に係る賃金改善実施期間(ベース実績額) (1ヶ月分) [(17) - (18)]

15,880 円

(20) ベース等による賃金増率 [(19) ÷ (18)]

3.2 %

(21) 報告書提出年度の賞与の支給月数

0.00 月

(22) 前年度の賞与の支給月数

0.00 月

V-3. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(23) 対象職員の常勤総数(賃金改善実施期間(1)の開始月時点)

0.0 人

(24) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(1)の開始月時点)

0 円

(25) 令和8年7月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額

0 円

(26) 基本給等総額に係る賃金改善実施期間(ベース実績額) (1ヶ月分) [(24) - (25)]

0 円

(27) ベース等による賃金増率 [(26) ÷ (25)]

0.00 %

(28) 報告書提出年度の賞与の支給月数

0.00 月

(29) 前年度の賞与の支給月数

0.00 月

[V-4~V-8の記入欄は、省略しています。]

● 「V-4」~「V-8」も同様にご記入ください。

なお、対象職員がいない項目においても、入力できる箇所は「0」を記入。

VI. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(30) ベースアップ評価料による収入の実績額 (9)

74,000 円

(31) 対象職員全体の賃金改善実施期間(賃金改善実施期間) [(13) × (賃金改善実施期間)]

63,520 円

(32) ベース等以外で、ベース等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業負担分等を含む。)等の増加分に用いた額 (15)

10,481 円

(33) 収入の実績額に賃金改善実施期間の差 [(30) - (31) - (32)]

1 円

(34) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか

賃金改善額充当不足

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 3 日 開設者名 日医 太郎

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで、作成は終了です。

この Excel ファイル全体についてですが、緑色の部分は自動入力されます。

(1)及び(2)は、令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料を6月と7月に算定した医療機関であれば、「令和8年6月~令和8年7月」と入力し、「IV-1」には2か月分の合計を入力します。
※ここでは6月と7月に算定した医療機関を例にしていますが、令和8年7月から算定を開始した場合は、「令和8年7月~令和8年7月」と入力し、「IV-1」には1か月分を入力します。

基本的にはチェックは入れません。
(公立医療機関で賃金改善のために条例改正が必要な場合などにチェックを入れます。)

ベースアップ評価料のみ算定している場合、チェックはしません。

上記(2)の期間中の初診料と再診料の回数を調べ、
「初診料算定回数×17点」+「再診料算定回数×4点」
で得た算定点数を、円に直した額をご記入ください。
(例示は、令和8年6月と7月の算定回数の合計
初診料:200回 再診料:1,000回 で計算)
※注5の点数(初診時 23点・再診時 6点等)を算定している場合であっても、報告書においては初診時 17点・再診時 4点で計算します。

「賃金改善中間報告書」においては0と記載することで差し支えありません。

● (10)から(14)は、「V-2」~「V-8」に職種ごとのベース等を入力した合計が自動で反映されるため、先に「V-2」~「V-8」の入力をしてください。

政府の賃上げ目標の数値に達していなくても問題ありません。

※(15)はひと月分ではなく、令和8年6、7月分の合計額を記入します。
法定福利費の増加分について概算の場合、最大16.5%で計算できます。
概算で計算する場合は、(13)の値の16.5%の2月分なので、
左の例の場合、 $31,760 \times 0.165 \times 2 = 10,480.8$ となります。
(Excelでは小数点以下切り上げなので、10,481円と表示されます。)
なお、時間外手当等の増加分については、概算の結果に加えて記載する必要があります。

(17)は、令和8年6月における看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を記入します。(18)は、令和8年5月(賃上げ開始が4月・5月の場合、令和8年3月)における(17)の看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を記入します。
※「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」による賃上げ部分は含めない
※いずれも総額が分かればよく、個人ごとの金額は記入不要です
(例)看護師2名分の令和8年5月の基本給等総額が500,000円、
令和8年6月の基本給等総額が515,880円であった場合、
(17)は515,880円、(18)は500,000円となります。

(21)については、令和8年6月、7月に実際に賞与として支給された月数を記載してください。月数ではなく金額で支給している場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載してください。
なお、賞与の支給がなかった場合は「0」を記載ください。

(22)については、令和7年6月~令和8年5月の期間における賞与の支払い月数をご記載ください。

当初の想定よりも患者数が多く、中間報告の時点では、ベースアップ評価料による収入を使い切れなかった場合などは「賃金改善額充当不足」と表示されますが、その場合であっても、提出は可能です。